

○関東地方整備局告示第六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年二月二十二日

関東地方整備局長 土井 弘次

第1 起業者の名称 千葉県

第2 事業の種類 一般国道 126 号改築工事（銚子連絡道路・千葉県匝瑳市高野字登城谷地内から同市高野字芦廻り地内まで及び同県山武郡横芝光町宮川字奥馬地内から同町芝崎字上川田地内まで）及びこれに伴う県道改築工事

第3 起業地

1 収用の部分 千葉県匝瑳市高野字登城谷、字蒲立、字上の谷、字内大道、字大道及び字芦廻り地内

千葉県山武郡横芝光町宮川字堤橋戸、字奥馬及び字海老川、芝崎南字細野及び字稻荷穴並びに芝崎字砂崎、字中島、字弥平野、字川田、字東下及び字上川田地内

2 使用の部分 千葉県匝瑳市高野字登城谷、字蒲立、字上の谷、字大道及び字芦廻り地内

千葉県山武郡横芝光町宮川字堤橋戸、字奥馬及び字海老川並びに芝崎字砂崎地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、千葉県匝瑳市横須賀地内から同県山武郡横芝光町芝崎字砂崎地内までの区間（以下「一般道路区間」という。）と同町芝崎字砂崎地内から同町芝崎字水神地内までの区間（以下「自動車専用道路区間」という。）を合わせた延長 5,685m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道 126 号改築工事（銚子連絡道路）及びこれに伴う県道改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道 126 号改築工事（銚子連絡道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により安全かつ円滑な交通が阻害される県道の従来機能を維持するための県道改築工事（以下「関連事業」という。）は、同条第 3 号に掲げる都道府県道に関する事業であり、いずれも法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、道路法第 13 条第 1 項の指定区間外の区間であり、また、起業者である千葉県は、同法第 74 条の規定による認可を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 126 号（以下「本路線」という。）は、千葉県銚子市を起点とし、千葉市に至る延長約 107km の主要幹線道路である。本路線は、広域的な交通を担う唯一の東西路線として、産業、観光及び経済における重要な役割を果たしているとともに、地域住民の日常生活を支える重要な路線となっている。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、千葉県防災会議が策定した「千葉県地域防災計画」により第 1 次緊急輸送道路にも位置付けられている。

本路線が通過する千葉県東部に位置する海匝地域と山武地域は、平成 23 年から 8 年連続で水揚げ量日本一を誇る銚子漁港を控え、また、ねぎ、だいこん、キャベツ等の産地として県全体の約 32% の農業産出額を占めるなど農水産業の盛んな地域であり、年間 100 万人以上が訪れる道の駅オライはすぬまなどの豊富な観光資源にも恵まれている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等に広く利用されているとともに、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していること、9 つの信号交差点が存することなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道における自動車交通は、国道 296 号入口交差点～米倉交差点間で 22,020 台／日であり、混雑度は 1.58 となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、災害時の緊急輸送道路としての機能も有するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業のうち自動車専用区間は、千葉県が千葉県環境影響評価条例（平成 10 年千葉県条例第 26 号）に基づき、平成 10 年 8 月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施し、一般道路区間は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者が平成 19 年 3 月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施している。

それらの結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するなどとされている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価等以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和 2 年 3 月に、環境影響評価法等に準じて、任意で上記の評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているサンカノゴイ、オオセスジイトトンボ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタマシギ、マルガタゲンゴロウ、オオチャバネヨトウ等、準絶滅危惧として掲載されているドジョウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているオオアカウキクサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン等、準絶滅危惧として掲載されているリュウノヒゲモ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、サンカノゴイ、タマシギ等の夜行性の鳥類については、道路照明によって生息環境が変化すること、マルガタゲンゴロウ、オオチャバネヨトウ等の夜行性の昆虫類については、道路照明への集光により轢死することから、道路照明の光が周囲に拡散しない方法

の検討や、昆虫の誘引特性の小さい光源を採用する等の対策を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 5 か所存在するが、このうち 4 か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る 1 か所についても千葉県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 3 種第 2 級の規格に基づく 2 車線の一般国道及び第 1 種第 3 級の規格に基づく 2 車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である南側ルート案、一部現道拡幅案及び北側ルート案の 3 案による検討が行われている。申請案と他の 2 案とを比較すると、申請案は、支障物件数が最も少なく、施工性に優れ、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

なお、一般道路区間の事業計画は、匝瑳市区間については、平成 19 年 11 月 9 日に都市計画決定された都市計画と、横芝光町区間については、平成 19 年 11 月 9 日に都市計画決定され、平成 28 年 5 月 28 日に変更決定された都市計画と、それぞれ一部の道路構造等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会より、地域経済の活性化や発展の観点から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 千葉県匝瑳市役所及び山
武郡横芝光町役場